

事 務 連 絡

平成27年11月19日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない
事業計画の軽微な変更の取扱いについて

標記について、表1及び表2により運用していくものとするので了知されたい。都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

なお、「下水道法施行令第5条の2及び第17条の7に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて（平成24年3月27日付け水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡）」は廃止します。

表－1 公共下水道

区 分	重大・ 軽微の別	内 容	備 考
(協議等を要しない事業計画の軽微な変更) 第5条の2 法第4条第6項に規定する政令で定める 軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当す る変更及びこれに関連する変更以外のもの とする。			
一 予定処理区域の変更	重大 軽微	① 予定処理区域の境界の変更。 ① 処理区域内の地名の変更。 ② 処理区、処理分区、排水区の区域の境界・面 積の変更(重大①に当たらないものに限る。) ③ 処理区、処理分区、排水区の名称の変更。 ④ 処理区、処理分区、排水区内の地名の変更。	大規模なものは、 三 重大③で重 大となる。
二 公共下水道からの放流水の吐口で国土 交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び 国土交通省令で定めるポンプ施設に係るも のの配置の変更	重大 軽微	① 吐口の配置(放流先、位置)の変更。 ① 吐口の位置・放流先の名称の変更。	
三 国土交通省令で定める主要な管渠(これ を補完する貯留施設を含む。)の配置、構造 若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度 の変更。ただし、同一の建築基準法(昭和25 年法律第201号)第42条に規定する道路内 における位置の変更を除く。	重大 軽微	① 配置(ルート、縦断)の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造(開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別) の変更。 ③ 能力(管内径の変更を伴うもの)の変更。 ただし、軽微③は除く。 ④ 点検箇所の数の変更。ただし、腐食するおそ れの大きい箇所の増減を伴わない場合は除 く。 ⑤ 点検の方法の変更。 ただし、軽微④は除く。 ⑥ 点検の頻度の変更。	施工上の理由に よる程度のもの。 施工上の理由に よる程度のもの。
四 処理施設(これを補完する施設を含む。) の新設又は配置若しくは下水の処理能力の 変更	重大 軽微	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な 配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、 主要な施設の能力)の変更。 ① 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当 たらないものに限る。) ② 主要な施設以外の施設の変更。 ③ 管理棟、機械棟、汚泥処理棟等の各室配置の 変更(軽微①に当たらないものに限る。)	
五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能 力の変更	重大 軽微	四に準ずる。	
六 工事の着手又は完成の予定年月日の同 一会計年度外にわたる変更	重大		

(注)

- 1) 軽微な変更が重大な変更と相互に関連して行われるときは、これらの変更は一括して協議等を要する。
- 2) 主要な施設とは下記のものをいう。
流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、流量調整池、雨水沈殿池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、塩素接触タ
ンク、放流渠、汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク、汚泥貯留タンク、汚泥脱水施設、ガスタンク、焼却炉、管理棟、
機械棟、汚泥処理棟及びこれらに準ずる施設
- 3) ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。

表－２ 流域下水道

区 分	重大・ 軽微の別	内 容	備 考
(協議等を要しない事業計画の軽微な変更) 第17条の9 法第25条の11第7項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。			
一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。	重大	① 配置(ルート・縦断)の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造(開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別)の変更。 ③ 能力(管内径の変更を伴うもの)の変更。 ただし、軽微③は除く。 ④ 点検箇所の数の変更。ただし、腐食するおそれの大きい箇所を増減を伴わない場合は除く。 ⑤ 点検の方法の変更。 ただし、軽微④は除く。 ⑥ 点検の頻度の変更。	
	軽微	① 局所的な配置(ルート、縦断)の変更。 ② 種類(形状、材質)の変更。 ③ 局所的な管径の変更。 ④ 管内を点検するための機器、マンホールの位置の変更。	施工上の理由による程度のもの。 施工上の理由による程度のもの。
二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更	重大	① 施設の新設、増設及び廃止。 ② 位置の変更。 ③ 構造(構造形式・流入方法・排水方式)の変更。 ④ 能力(雨水調節容量)の変更。	
	軽微		
三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更	重大	五に準ずる。	
四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更	重大	① 吐口の配置(放流先、位置)の変更。	
	軽微	① 吐口の位置、放流先の名称の変更。	
五 処理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更	重大	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力)の変更。	
	軽微	① 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当たらないものに限る。) ② 主要な施設以外の施設の変更。 ③ 管理棟、機械棟、污泥処理棟等の各室配置の変更(軽微①に当たらないものに限る。)	
六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更	重大	① 流域関連公共下水道の接続箇所の位置の変更。	
	軽微	① 接続箇所の位置の名称の変更。	
七 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更	重大	① 予定処理区域の境界の変更。	
	軽微	① 処理区域内の地名の変更。 ② 処理区、処理分区、排水区の区域、境界・面積の変更(重大①に当たらないものに限る。) ③ 処理区、処理分区、排水区の名称の変更。 ④ 処理区、処理分区、排水区内の地名の変更。	
八 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更	重大		

(注)

1) 軽微な変更が重大な変更と相互に関連して行われるときは、これらの変更は一括して協議等を要する。

2) 主要な施設とは下記のことをいう。

流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、流量調整池、雨水沈殿池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、塩素接触タンク、放流渠、污泥濃縮タンク、污泥消化タンク、污泥貯留タンク、污泥脱水施設、ガスタンク、焼却炉、管理棟、機械棟、污泥処理棟及びこれらに準ずる施設

3) ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。